



平成21年11月5日

各 位

静岡県静岡市葵区呉服町1丁目6番地の9
株式会社すみや
代表取締役社長 矢田 猛
(JASDAQ・証券コード9939)
問い合わせ先
責任者役職名 取締役
氏 名 宮谷 穰士
電 話 (054) 251-1979

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年11月5日開催の取締役会において、定款の一部変更について平成21年12月25日開催予定の臨時株主総会及び各種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

平成21年11月5日開催の取締役会において決議いたしました当社とカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下、「CCC」といいます。）との株式交換契約の締結に関連し、株式会社静岡銀行（以下、「静岡銀行」といいます。）が保有する第1種優先株式935,000株について、CCCが譲り受けるため、平成21年11月5日付けで静岡銀行とCCC間で株式譲渡契約を締結しております。

この譲渡を行うため、第1種優先株式と引き換えに普通株式を交付する旨を定めた条文を削除するとともに、条数の繰上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

平成21年11月5日（木曜日）	定款変更決議取締役会
平成21年12月25日（金曜日）（予定）	臨時株主総会及び各種類株主総会
平成21年12月25日（金曜日）（予定）	定款変更の効力発生日

以上

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第2章の2 優先株式	第2章の2 優先株式
(第1種優先株式) <記載省略>	(第1種優先株式) <現行どおり>
(取得請求権) <u>9 第1種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間(以下「取得請求期間」という。)中、当該決議で定める条件に従い、当社が第1種優先株式を取得するのと引換えに当社普通株式を第1種優先株主に対して交付することを請求できる。</u>	<削除>
(一斉取得条項) <u>10 当社は、取得請求期間中に取得請求のなかった第1種優先株式を、同期間の末日の翌日以降に開催される取締役会で定める日の到来をもって、発行に際して取締役会の決議で定める条件に従い取得するのと引換えに当社普通株式を第1種優先株主に対して交付することができる。</u>	<削除>
(第1種優先株式の併合、分割又は募集株式の割当を受ける権利等) <u>11 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合又は分割若しくは株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</u> 当社は、第1種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。	(第1種優先株式の併合、分割又は募集株式の割当を受ける権利等) <u>9 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合又は分割若しくは株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</u> 当社は、第1種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。